(六)　次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとした。

(1)　事業協同組合が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得する一定の施設に係る課税標準の特例措置（第七三条の一四関係）

(2)　事業者等が独立行政法人住宅金融支援機構等から一定の資金の貸付けを受けて取得する不動産に係る課税標準の特例措置（第七三条の一四関係）

(3)　市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第七三条の二七の四関係）

(4)　再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第七三条の二七の四関係）

(5)　再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物（対償の給付のために取得する施設建築の部分を除く。）に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第七三条の二七の四関係）

(6)　住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い取得した施設住宅に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第七三条の二七の四関係）

(7)　防災街区整備事業組合等が住宅街区整備事業の施行に伴い取得した不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（第七三条の二七の四関係）

(8)　事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産を一定の期間内にその組合員等に譲渡した場合の納税義務の免除措置（第七三条の二七の五関係）

(9)　農地保有合理化法人等が土地改良法の規定に基づき取得した換地を一定の期間内に譲渡した場合の納税義務の免除措置（第七三条の二七の七関係）

(10)　外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産に係る納税義務の免除措置（第七三条の二七の八関係）

(11)　農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地に係る納税義務の免除措置（第七三条の二七の九関係）

(12)　独立行政法人都市再生機構が取得する旧地域振興整備公団法及び旧都市基盤整備公団法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置（附則第一〇条関係）

(13)　駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って取得する一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第一一条関係）

(14)　河川法に規定する河川立体区域に係る河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（附則第一一条関係）

(15)　民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された土地の交換により隣接土地の所有者が取得する事業区域外の認定事業者が所有する土地（首都圏整備法に規定する既成市街地等の区域内にあるものを除く。）に係る課税標準の特例措置（附則第一一条関係）

(16)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第一一条関係）

(17)　農業経営基盤強化促進法に規定する農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第一一条関係）

(18)　一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により取得する高度テレビジョン放送施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第一一条関係）

(19)　都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に基づき取得する認定整備事業の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第一一条関係）

(20)　都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域内の不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第一一条関係）

(21)　農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議又は調停により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第一一条関係）

(22)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する認定事業者が認定建替計画に基づき取得する土地に係る課税標準の特例措置（附則第一一条関係）

(23)　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置（附則第一一条の四関係）

(24)　生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が、適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の場合で贈与税の納税猶予の継続を認められるときに不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置（附則第一二条関係）

4　自動車取得税

国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を経営する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置について、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得を非課税とする措置に改めることとした。（附則第一二条の二の二関係）

5　固定資産税及び都市計画税

(一)　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車で平成二三年四月一日から平成二四年九月三〇日までの間（一定のものについては平成二三年四月一日から平成二五年九月三〇日までの間）に取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の五分の三とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(二)　港湾法に規定する港湾運営会社が国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二五年三月三一日までの間に取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後一〇年度間は、国際戦略港湾において取得されたものにあってはその価格の二分の一とし、一定の国際拠点港湾において取得されたものにあってはその価格の三分の二とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(三)　主として離島路線に就航する一定の航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特に地域的な航空運送の用に供する一定の小型の航空機に係る固定資産税の課税標準をその価格の四分の一（改正前固定資産税が課されることとなった年度から三年度間はその価格の四分の一、その後の三年度間はその価格の二分の一）とすることとした。（第三四九条の三関係）

(四)　離島航路事業者が新造し、かつ、専ら離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象船舶に係る適用要件を撤廃し、課税標準をその価格の三分の一（改正前新造後五年度間はその価格の三分の一、その後の五年度間はその価格の三分の二）とした上、その新造期限を撤廃することとした。（附則第一五条関係）